

事務事業名	自殺予防対策事業				担当	健康福祉部 社会福祉課 障害者福祉係	
政策名	C	思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり			増補版施策名		
施策名	6	健康づくりの推進			☐ 実施計画上の主要事業		
関連個別計画	真岡市障害者計画				事業期間	☐ 単年度のみ	
法令根拠	自殺対策基本法					☒ 単年度繰返（開始年度 平成21 年度～）	
予算科目	1. 一般会計	3. 民生費	1. 社会福祉費	1. 社会福祉総務費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）	
事業概要	平成18年10月施行された自殺対策基本法により国、地方自治体、医療機関、事業所、学校、民間団体等関係者の密接な連携の下に実施することになった。このような状況を踏まえ自殺を予防するためには住民の正しい理解・意識の高揚が不可欠であることから、普及啓発活動・関係機関の連携を図り実施していくことになった。地域自殺対策強化交付金（県交付金1/2）を財源としている。						

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 自殺対策啓発用パンフレットを小6の保護者に配布した。 「こころの相談窓口」を設置したり、啓発物品を配布し、予防啓発に努めた。 市のホームページ上にストレス度や落ち込み度をセルフチェックできる「こころの体温計」を掲載し、予防啓発に努めた。 31年度計画 前年度と同様 「真岡市自殺対策計画」を策定する。	⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア 窓口での相談件数	件	142	133	117	220	413
	イ チェックシートアクセス数	件	8,496	8,967	6,686	7,728	8,925
	ウ						
	エ						
オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）*人や自然資源等 市民	⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア :市民	人	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324
	イ						
	ウ						
	エ						
オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 自殺を未然に防ぐため、症状のあるものに対して適切な医療や相談が受けられる。	⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア :自立支援精神通院受給者数	人	603	679	709	778	848
	イ :相談により適切な指導を受けた人数	人	142	133	117	220	413
	ウ						
	エ						
オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 自殺者数の減少	⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
	名称	単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
	ア :市内自殺者数（内閣府データより）	人	11	11	13	6	6
	イ :（人口10万人に対する市内自殺死に者数）	%	13.6	13.8	16.3	7.4	7.4
	ウ						
	エ						
オ							

(2) 総事業費の推移				単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	96	98	103	98	133
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	0	99	93	99	134
			事業費計（A）	千円	96	197	196	197	267
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2
			延べ業務時間	時間	35	35	35	35	35
			人件費計（B）	千円	147	145	145	146	146
			トータルコスト(A)+(B)	千円	243	342	341	343	413

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等	
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？	平成18年10月の自殺対策基本法の施行に伴い、本市も関係機関と密接な連携の下、自殺予防対策としての普及啓発活動を実施してきたが、平成21年度からは、事業費を計上し、市独自の普及啓発事業を実施することになった。
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？	平成25年5月から、携帯電話やパソコンを利用して、ストレス度や落ち込み度をチェックできる「こころの体温計」を市ホームページに掲載している。 平成28年度に改正自殺対策基本法が施行され、市町村等の自殺対策についての計画を定めることとされた。 栃木県は平成29年度末に「いのちを支える栃木県自殺対策計画」を策定した。
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？	

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 市民がメンタルヘルスに留意し、こころの健康づくりに努めることは、市の政策に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 自殺対策基本法に基づき関係機関が連携し事業を実施することになっているので妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 自殺対策基本法に定められた事業であるので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 自殺対策基本法に基づく事業なので、向上の余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 自殺対策基本法に定められた事業であるので、廃止・休止はできない。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の経費で行っているので、事業費の削減はできない。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☒ 削減余地がない ☐ 削減余地がある 必要最小限の人員で対応しているので削減できない。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 全市民を対象としているので、公平・公正である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☐ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☐ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☒ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？																								

4. 事務事業の 2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持		○		低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持		○																					
	低下																							
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☐ 予算削減 ☐ 予算増大 ☒ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																							